

【新型コロナウイルス感染症対策】

公共施設等の利用再開基準について



関市では、政府の「緊急事態宣言」を受け、市が管理する公共施設の使用について制限を行っています。今後は、地域の感染状況や国・県の対応状況に合わせ、使用制限を、段階的に解除していく方針です。（想定日：5月14日に解除した場合）

STEP①

緊急事態宣言が解除後【1週間程度】 【想定日5月21日】

【利用開始】

屋内施設：図書館（貸本）、美術館（篠田桃紅美術空間）、博物館（関鍛冶伝承館、ふるさと館）

屋外施設：温泉（更衣室の感染対策を徹底）、キャンプ場など

※3密回避等の感染予防対策を徹底する場合に限る

【関市民に限定し利用開始】

屋外施設（スポーツ施設：グラウンド、野球場、テニス場）



STEP②

緊急事態宣言が解除後【2週間程度】 【想定日6月1日】

【利用開始】

屋内施設（ふれあいセンターなどの会議室の貸館）

屋内スポーツ施設・ホール（人数制限あり）、老人福祉センター

※3密回避等の感染予防対策を徹底する場合に限る

【関市民に限定し利用開始】

プールなど

※3密回避等の感染予防対策を徹底する場合に限る

【利用者の制限を解除】

屋外施設（スポーツ施設：グラウンド、野球場、テニス場）

【6月1日から利用自粛の解除】

保育園、児童センター、子育てサロンなど



STEP③

その後の状況を見て再開

【利用開始】 ジム

【人数制限解除】 ホール、会議室、スポーツ施設の人数制限を解除

【利用者の制限を解除】 プールなど

